

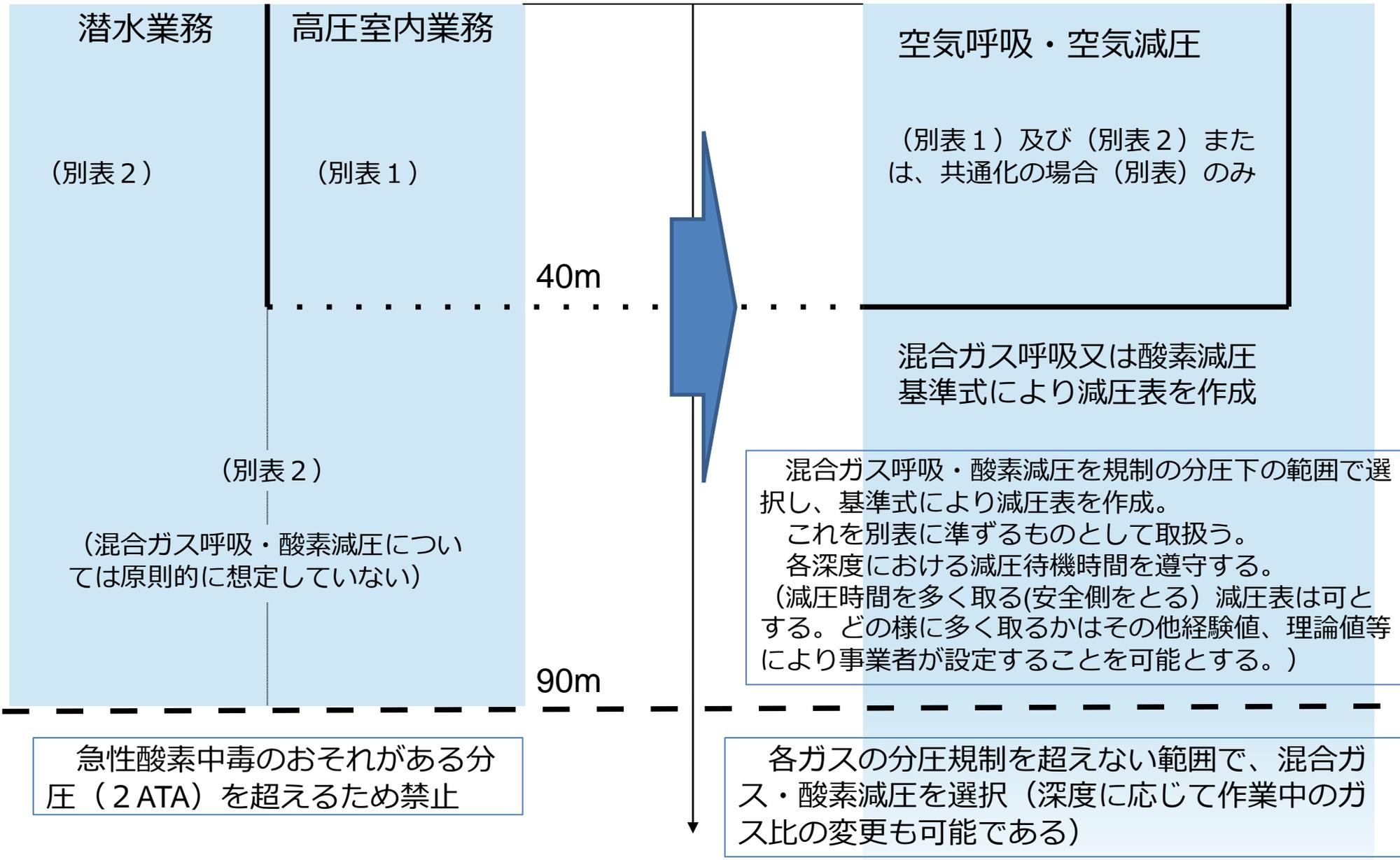
別表の全体が空気呼吸・空気減圧を想定して策定されている

現行

10m

見直しの方向

潜水も高圧室内も異常気圧における身体影響は理論上同等なので一律に作業減圧を規制



潜水業務

高圧室内業務

(別表2)

(別表1)

(別表2)

(混合ガス呼吸・酸素減圧については原則的に想定していない)

急性酸素中毒のおそれがある分圧 (2 ATA) を超えるため禁止

40m

90m

空気呼吸・空気減圧

(別表1) 及び (別表2) または、共通化の場合 (別表) のみ

混合ガス呼吸又は酸素減圧基準式により減圧表を作成

混合ガス呼吸・酸素減圧を規制の分圧下の範囲で選択し、基準式により減圧表を作成。
これを別表に準ずるものとして取扱う。
各深度における減圧待機時間を遵守する。
(減圧時間を多く取る(安全側をとる) 減圧表は可とする。どの様に多く取るかはその他経験値、理論値等により事業者が設定することを可能とする。)

各ガスの分圧規制を超えない範囲で、混合ガス・酸素減圧を選択 (深度に応じて作業中のガス比の変更も可能である)